

知っていますか？合理的配慮

問 福祉課社会福祉係 ☎95-9884

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）により、障害のある人への合理的配慮などが求められています。

障害者差別解消法とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体など及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としたものです。

障害を理由とする差別とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます（不当な差別的取り扱い）。

また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。合理的配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。



不当な差別的取り扱いの例

- ・ 障害があることを理由に窓口対応を拒否する
- ・ 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる
- ・ 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供などを拒む
- ・ 障害があることを理由に説明会、シンポジウムなどへの出席を拒む
- ・ 事務や事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁のときに付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けることや特に支障がないにもかかわらず付き添い者の同行を拒む

合理的配慮の具体例

- ・ 段差がある場合に、車椅子利用者に対し、キャスター上げなどの補助をする
- ・ 意思疎通が不得意な障害者に対し、分かりやすい方法（図や書面など）により意思を確認する
- ・ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得たうえで、手続きの順番を入れ替える



社会的障壁の例

社会的障壁とは、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを指します。

- 街中の段差** 3cm程度の段差で車椅子は進めなくなります
書類 難しい漢字ばかりでは、理解しにくい人もいます
ホームページ 全て画像だと読み上げソフトが機能しません

